

専決処分の申入れについて

令和8年5月19日
教育振興部教職員課

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、県議会の権限に属する事項のうち、知事において専決処分することができる事項について、知事に専決処분을申し入れるものです。

なお、本件の損害賠償の額の決定及び和解の内容については、令和8年6月千葉県議会議案で報告することから、公表できません。